

# 横浜保育室の利用にあたって（給付認定申請について）

## 最初にご確認ください

認可保育所等※の利用申請をされる方（既に申請した方）は、本申請は不要です。

認可保育所等を申し込む場合は、利用申請書とともに給付認定申請書も提出しますので、横浜保育室用に改めて給付認定申請書を提出する必要はありません。保育所等の利用申請時に併せて行った給付認定申請により交付される「教育・保育給付認定決定通知書」を、利用する横浜保育室に提示してください。重複して申請があった場合は、横浜保育室用にご提出いただいた申請書類を申請者あて返却します。

※認可保育所等とは以下の施設になります。

認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）

給付認定申請は、保育の必要性や、保育料軽減助成の対象かどうかを確認するための申請です。給付認定申請書を市（区）で審査後、「教育・保育給付認定決定通知書」（以下、「通知書」）が申請者に送付されます。なお、給付認定を受けるためには、保護者が「保育の必要性の認定基準」を満たす必要があります。

### 1 提出先について

提出先：お住いの区の区役所こども家庭支援課へ、郵送または窓口へ持参ください。

### 2 提出先について

各区こども家庭支援課、各横浜保育室で配布します。  
横浜市のHPからダウンロードのうえ、印刷して提出も可能です。

### 3 提出書類について

#### （1）全ての方にご提出いただく書類

必要な書類	
A	給付認定申請書（兼認定内容確認票）
D	マイナンバー記入用紙、本人確認書類
保育を必要とすることを証明する書類	

⇒（4）を確認してください

⇒（2）の表を確認してください

保育を必要とすることを証明する書類については、次ページをご覧ください。

次ページあり

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況	必要な書類	
雇用されている方 (内定の場合を含む) 自営業の方	<b>就労(予定)証明書</b> ※横浜市様式令和2年10月改定版を使用してください。 <b>・裏面の記入要領を確認してください。</b> ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・横浜市から雇用主(事業主)に連絡する場合があります。	
保護者が病気・けがのとき	<b>診断書</b>	保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの
保護者に障害があるとき	<b>なし</b>	横浜市中で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、後日ご連絡の上、障害者手帳のコピーをご提出いただく場合があります。
病人や障害者、要介護者を介護しているとき	<b>・病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等</b> <b>・タイムスケジュール</b>	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール ※ <b>身体障害者手帳</b> の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー <b>愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳</b> の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
通所(通学)の付き添いをしているとき	<b>・通園・通学証明書</b> <b>・タイムスケジュール</b>	・通所(通学)先の発行する証明書 ・付き添いのタイムスケジュール
保護者が学校に通っているとき	<b>・在学証明書</b> <b>・時間割の分かる資料</b>	やむを得ず時間割表が提出できない場合はタイムスケジュール
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	<b>母子健康手帳のコピー</b>	表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類 ※該当する事項があるか、確認してください。

世帯の状況等	必要な書類	
同一世帯に障害児(者)等がいる方	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	<b>手帳のコピー</b>
	国民年金の障害基礎年金等を受給している方	<b>年金証書のコピー</b>
	特別児童扶養手当を受給している方	<b>受給者証のコピー</b>
保護者が次の状況にあてはまる場合は、必要な書類を提出してください。 (例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)		
令和2年中に海外勤務期間がある方	<b>・令和2年中の海外勤務期間中の所得額・控除額等がわかる書類(会社からの給与支払証明書等)</b> <b>・海外収入申告書</b> ※ 国内での所得があった場合、その所得についての書類も提出してください。	

※マイナンバーを用いた情報連携が平成30年7月から始まったことに伴い、給付認定申請の際、課税証明書等の提出は原則不要となりました。ただし、情報連携で地方税に関する情報が取得できなかった場合は、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

(4) マイナンバーの提出について

申請にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。以下の内容を確認の上、マイナンバー記入用紙および本人確認書類の提出をお願いします。

ア マイナンバー記入用紙への記入

マイナンバー記入用紙には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、家族および同居人の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）

イ 本人確認書類の提出 ※①・②両方が必要です。

マイナンバー記入用紙を提出する際は、給付認定申請書の「申請者」欄に記載された方の本人確認書類（「①番号確認書類」および「②身元確認書類」）が必要です。

※提出の際の注意点

提出の際は、「マイナンバー本人確認貼付書類台紙（郵送申請用）」に「本人確認書類のコピー」を貼付したうえで、申請書類とともに申請書提出封筒に入れてください。ただし、住民票の写しについては、原本を同封してください。

<b>① 番号確認書類</b>	<b>いずれか1点</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（裏面）</li> <li>・通知カード※</li> <li>・マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）</li> </ul> <p>※通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票と一致していない場合は、番号確認書類として利用できません。</p> <p style="text-align: right;">} マイナンバーが分かる面のコピーを同封</p>	
<b>② 身元確認書類</b>	<b>1点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 顔写真</li> <li>② 氏名</li> <li>③ 生年月日または住所</li> </ul> <p>が分かる面のコピーを貼付したうえで、同封</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（表面）</li> <li>・パスポート</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・運転免許証</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・愛の手帳（療育手帳）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	<b>2点必要なもの A 2点 または A 1点とB 1点</b>	
		<b>A 顔写真なしの公的証明書</b> ＜「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの＞
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証</li> <li>・法人が発行した証明書</li> <li>・公的機関発行の資格証明書</li> </ul>

### 3 教育・保育給付認定決定通知書の発送予定日について

適正な申請後 30 日以内に横浜市から「通知書」を申請者へ送付します。届きましたら「通知書」を利用される横浜保育室へ提示ください。

※横浜保育室において写しを取らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、発送までにお時間をいただく場合がありますのでお早めに申請ください。

### 4 教育・保育給付認定決定通知書がない場合の利用希望について

教育・保育認定決定通知書がない場合、横浜保育室が認めれば利用することは可能ですが助成対象になりません。横浜市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには「通知書」が必要です。なお、川崎市在住の方が横浜保育室を助成対象児童として利用するためには、利用理由申立書や雇用証明書等の必要書類を横浜保育室に提出する必要があります。

※助成対象とは

保育の必要性を認められる（給付認定を受けている）児童については、その児童分の保育費用を横浜市が施設に助成を行っているため保育料の上限が 58,100 円となりますが、保育の必要性を認められない（給付認定を受けていない）児童については、保育料の上限が 58,100 円を超える場合があります。

### 5 すでに給付認定を受けている方へ（更新のための申請書類提出について）

再度の申請は必要ありませんが、最新状況の確認のための書類をお住まいの区の区役所にご提出いただく可能性があります。「通知書」の認定内容に変更があった場合や認定有効期間や負担区分適用期間が切れている場合（下記の例 1・2 参照）は、それぞれ認定内容の変更、最新状況が確認できる書類の提出等をしていただく必要がありますので、区役所こども家庭支援課にて手続きを行ってください。

例 1) 認定有効期間が「令和 3 年 3 月 31 日まで」

例 2) 負担区分適用期間が「令和 2 年 8 月 31 日以前」

⇒お住まいの区の区役所こども家庭支援課で手続きが必要です。

### 6 給付認定を受けた後に、認定内容の変更がある場合について

「仕事が変わった」「就労を開始した」など、認定内容に変更があった場合は、すみやかに区役所こども家庭支援課に認定内容の変更を行ってください。また、認定内容に変更があった場合には、必ず利用している横浜保育室へ「給付認定変更決定通知書」を再度提示するようにお願いします。提示せずに利用を続けると、助成対象とならないことがあります（施設が正しい認定有効期間を把握できないため）のでご注意ください。

### 7 現在は横浜市外にお住まいで、横浜保育室利用開始までに横浜市へ転入する方へ

横浜市外から横浜市へ転入する場合、転入後にお住まいの区の区役所こども家庭支援課にて給付認定申請を行ってください。（必ず、入園日以前に申請を行ってください。）

## 8 令和3年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

### I 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の事由及び保育必要量の決定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	<p>(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。</p> <p>ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。</p> <p>イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1 か月以内に就労するもの。)</p> <p>(2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)</p>	<p>ア 月 120 時間以上労働する場合は保育標準時間の区分とする。</p> <p>イ 月 64 時間以上労働する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。</p>
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	<p>(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。(多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)</p> <p>(2) 出産は妊娠 85 日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	<p>(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として 1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。</p> <p>(2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。</p> <p>(4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	<p>(1) 親族が治療等に原則として 1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。</p> <p>(2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 3 級に判定されたもの。</p> <p>(4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。</p> <p>(5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。</p> <p>(6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。</p> <p>なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。</p>	<p>保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>

5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動（起業準備を含む）をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。	ア 月120時間以上就学する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上就学する場合は保育短時間の区分とする。 ただし、アに該当する場合は除く。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。（(1)に該当する場合を除く。）	保育標準時間の区分とする。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。（いわゆる年長組） (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。	保育短時間の区分とする。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。	福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。